

令和４年度社会福祉法人指導監査実施結果の概要

令和４年度現在で、日置市が所管する指導監査対象の社会福祉法人は、22法人です。

日置市では、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年４月27日付け雇児発0427第７号・社援発0427第１号・老発0427第１号厚生労働省雇用均等家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に、策定した指導監査実施計画及び実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」により、令和４年度は８法人を対象として、書類審査及び関係職員への聞き取り等を中心に現地で一般指導監査を実施しました。

一般指導監査の結果、法令又は通知等の違反が認められ、早急に改善を図る必要があるものについては、文書により指導を行った上で、改善報告書を求め、改善状況を確認しました。

なお、運営等に重大な問題を有する法人、不祥事の発生した法人等を対象として実施する特別指導監査については、該当がありませんでした。

１ 指導件数

一般指導監査を実施した８法人のうち５法人に対して、法令又は通知等の違反が認められる場合に行う文書による指導（文書指摘）を計11件行いました。

また、８法人全てに対して、法令又は通知等の違反の程度が軽微である場合に行う口頭による指導（口頭指摘）を計53件行いました。

上記のほかに、８法人全てに対して、法人運営に資するものと考えられる場合に行う助言を計51件行いました。

２ 文書指摘事項

- ・定款の変更が所定の手続きを経ていなかった。
- ・議事録の記載に誤りがあった。
- ・拠点区分別貸借対照表について理事会及び定時評議員会の承認を受けていなかった。
- ・入札について理事会の議決を受けずに事後承諾となっていた。
- ・保育方針の変更に伴う理事会の決議を行っていなかった。

- ・理事会の決議を省略したケースで、議事録が作成されていなかった。
- ・経理規程の改廃について理事会の決議を経ていなかった。
- ・経理規程と実情が異なっていた。
- ・拠点区分別貸借対照表が作成されていなかった。
- ・法人登記で代表権が登記されていなかった。
- ・随意契約において一社しか見積を徴していなかった。

3 指導監査の状況

(法人数)

区 分	所轄法人	指導監査実施法人
老人福祉施設	3	0
障害者(児)福祉施設	5	4
児童福祉施設	13	3
社会福祉協議会	1	1
計	22	8

(指導内容)

区 分	文書指 摘法人	文書指 摘件数	口頭指 摘法人	口頭指 摘件数	助言 法人	助言 件数
老人福祉施設	0	0	0	0	0	0
障害者(児)福祉施設	2	5	4	20	4	13
児童福祉施設	3	6	3	29	3	34
社会福祉協議会	0	0	1	4	1	4
計	5	11	8	53	3	51